

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書(株式等用)

被相続人	
特例事業相続人等	

この明細書は、租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

① 会社名		⑥ 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	株・口・円	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑦ 円滑化法の確認の状況	確認年月日	年 月 日
③ 事業種目			確認番号	
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円	⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日	年 月 日	
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円			

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認(以下「現物出資承認」といいます。)を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑤までの各欄を記入します。

2 ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項(同条第11項において準用する場合を含みます。)の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額 (① × ③ / ②)
円	株・口・円	株・口・円	A 円

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3(4)欄の記載に基づき記載してください。

3 ③欄に記載することができる株式等の数等は、4④欄の数等が限度となります。

3 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物(以下それぞれ「贈与取得宅地等」及び「贈与取得建物」といいます。)の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

② 贈与取得建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した贈与取得宅地等及び贈与取得建物の面積を記載します。

2 現物出資前に譲渡等をしたことにより、現物出資時に所有していなかった贈与取得宅地等及び贈与取得建物についても記載してください。

3 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2(2)①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3(1)欄に、それぞれ転記してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数(限度額)の計算

この欄は、2③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等	株・口・円			
② 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時ににおける価額の合計額	円			
③ 現物出資承認を受けた3①の贈与取得宅地等のうちこの特例の適用を受けることができる宅地等に相当するものの価額の計算				
現物出資承認を受けた贈与取得宅地等に関する事項				
a 所在場所	b 面積	c 贈与の時ににおける価額	d bのうち、この特例の適用対象面積	e dに係る価額 (c × d / b)
	㎡	円	㎡	円
f 合計額		イ		ロ 円
④ 限度数(限度額)の計算【①×{②- (③イ-③ロ)} / ②】		株・口・円		

(注) ③dの「特例の適用対象面積」については、「第8の6表の付表3」により限度面積の判定を行ってください。

なお、限度面積の判定の結果、「特例の適用対象面積」の合計が「第8の6表の付表3」の2(2)③aの限度面積を超える場合には、限度面積の範囲内の面積を記載してください。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

※の項目は記入する必要がありません。